

(別紙 3)

嘉島町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R2年度の人件比率
R3年度	人 9,889	千円 7,678,236	千円 34,347	千円 698,215	% 9.1	% 9.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

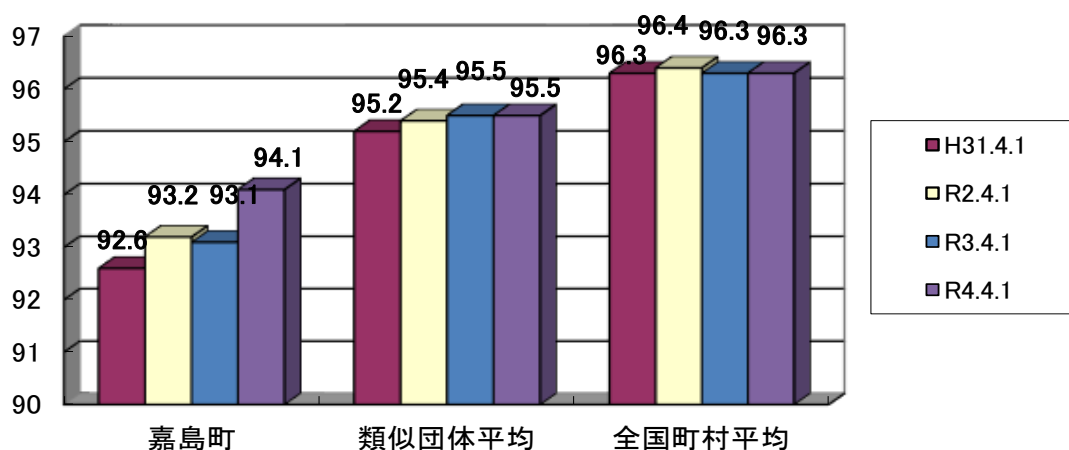
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R3年度	人 83	千円 260,931	千円 39,677	千円 95,777	千円 396,385	千円 4,776	千円 5,488

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、R3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付き短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務職員））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

採用、退職に伴う職員構成の変動による影響

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
R4年度	円 —	円 —	円 —	% —	% —	% 0.3

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレ比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
R4年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.4

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.6%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準0%に対し、嘉島町においても0%。

（参考）

	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
		4月1 日時 点	遡及 改定 後							
国基準 による 支給 割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
嘉島町 の支給 割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
嘉島町	38.8歳	269,900円	310,100円	291,922円
熊本県	43.2歳	325,383円	401,521円	334,531円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円
類似団体	41.7歳	299,599円	348,460円	325,472円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		嘉 島 町	熊 本 県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	188,700 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	154,900 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	—	157,400 円	—
	中 学 卒	—	141,200 円	—
教育職	大 学 卒	—	210,800 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和4年4月1日現在）

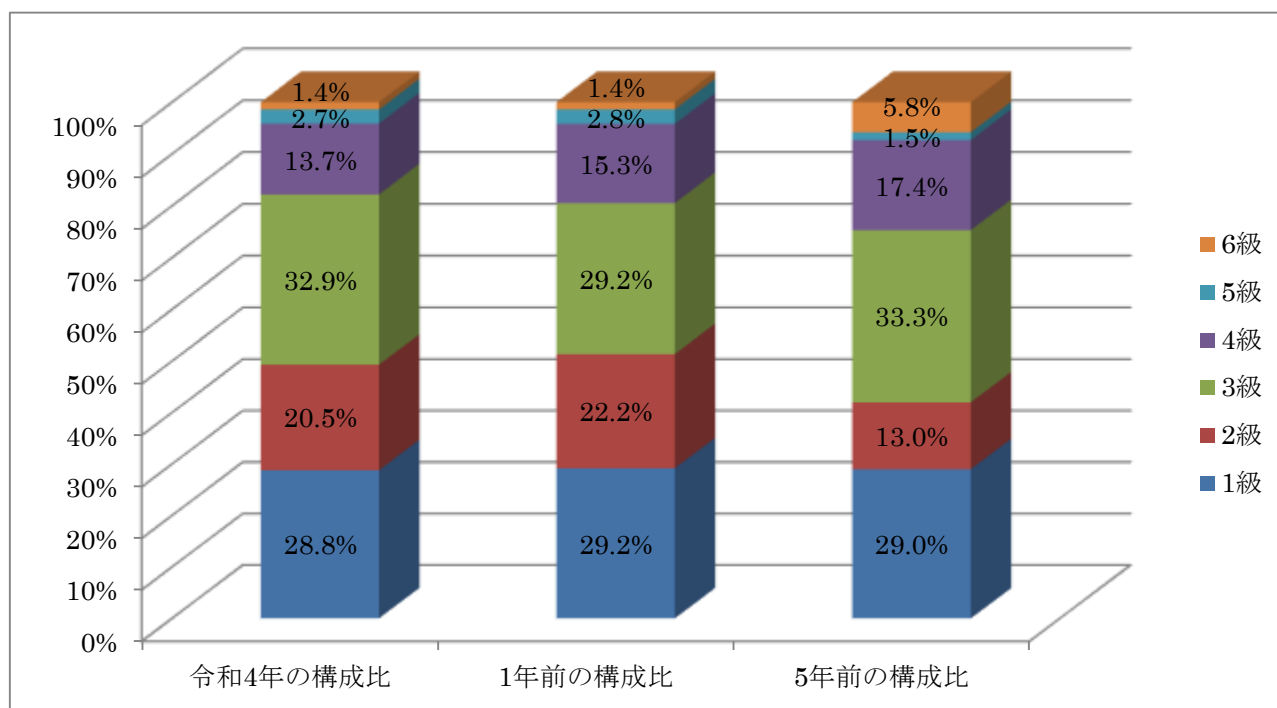
区 分		経験年数約10年	経験年数約20年	経験年数約25年	経験年数約30年
一般行政職	大 学 卒	253,900円	331,900円	369,100円	338,800円
	高 校 卒	225,900円	311,600円	353,900円	364,600円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 卒	—	—	—	—
教 育 職	大 学 卒	—	—	—	—
	高 校 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師、教諭の職務	21人	28.8%	146,100円	247,600円
2級	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、技師、教諭の職務	15人	20.5%	195,500円	304,200円
3級	係長、参事、主査、主任教諭の職務	24人	32.9%	231,500円	350,000円
4級	課長、局長、室長、所長、の職務（5級・6級の職務を除く）	10人	13.7%	264,200円	381,000円
5級	特に重要な職掌の課長で、町長が規則で定める職務	2人	2.7%	289,700円	393,000円
6級	総務課長、総括審議員の職務	1人	1.4%	319,200円	410,200円

- (注) 1 嘉島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況（嘉島町）

令和4年4月2日から 令和5年4月1日までの運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

嘉島町	熊本県	国
1人当たり平均支給額（R3年度） 1,183 千円	1人当たり平均支給額（R3年度） 1,793 千円	—
(R3年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(R3年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(R3年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（嘉島町）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和4年4月1日現在）

嘉 島 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）			定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、退職者が若干名のため掲示しない。

(3) 地域手当

(令和4年4月1日現在)

支給実績（R3年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R3年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	0%	人	0%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）		94.1 (94.1)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（R3年度決算）		116千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（R3年度決算）		14,500円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R3年度）		9.64%		
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R3年度決算)	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫作業手当		感染症防疫作業	0千円	日額290～380円
精神病患者護送手当		精神病患者の護送	0千円	日額1,000円
税務手当	税務課職員	町税の賦課・徴収	116千円	日額500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（R3年度決算）	11,719千円
職員1人当たり平均支給年額（R3年度決算）	175千円
支給実績（R2年度決算）	6,961千円
職員1人当たり平均支給年額（R2年度決算）	109千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R3年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に月払	同		8,035千円	217,168円
住居手当	賃貸住宅、単身赴任配偶者家賃16,000円以上	同		6,303千円	252,133円
通勤手当	原則交通機関等2K以上利用者	同		2,613千円	45,057円
管理職手当	管理監督職員	同		4,496千円	280,995円
休日勤務手当	休日勤務職員時間単位	同		0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	市区町村長	741,900円 ()	(参考) 類似団体における最高/最低額 850,000円 / 505,800円
	副市町村長	556,000円 ()	710,000円 / 473,100円
報酬	議長	296,800円 ()	360,000円 / 205,000円
	副議長	244,900円 ()	300,000円 / 175,000円
	議員	222,600円 ()	280,000円 / 155,000円
期末手当	市区町村長 副市町村長	(R3年度支給割合) 3.05月分	
	議長 副議長 議員	(R3年度支給割合) 3.05月分	
退職手当	市区町村長 副市町村長	(算定方式) (1期の手当額) 在職1年につき給料月額×500/100 在職1年につき給料月額×290/100	(支給時期) 任期ごとに支給 任期ごとに支給
	備考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

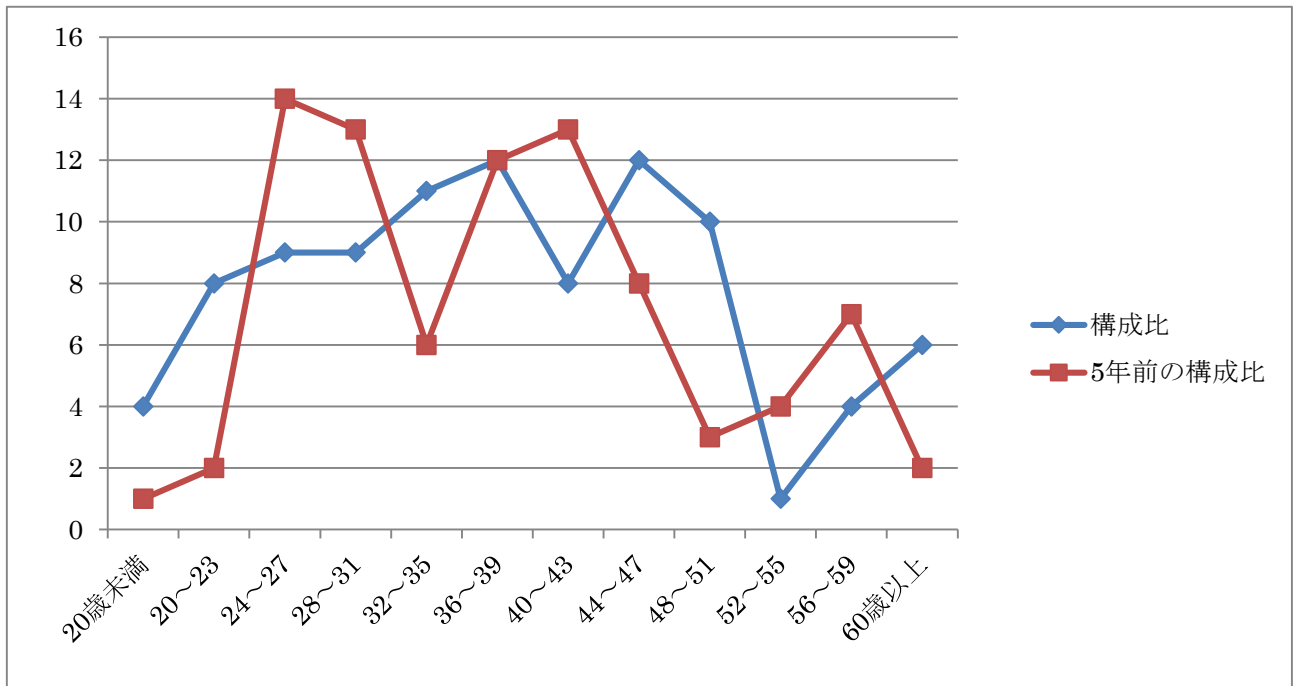
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和4年	令和3年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
		総 務 企 画	23	24	-1	
		税 務	7	7	0	
		民 生	10	10	0	
		衛 生	8	7	+1	
		農 林 水 産	8	8	0	
		土 木	13	13	0	
		商 工	2	2	0	
	計	73	73	0	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 73.98人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 114.77人)	
	教 育 部 門	11	10	+1		
消 防 部 門						
小 計	84	83	+1	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 85.13人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 136.25人)		
公 営 会 社 業 計 等 部 門	簡 易 水 道	2	2	0		
	下 水 道	3	3	0		
	国 保	2	2	0		
	後 期 高 齢 介 護	1	1	0		
	2	3	-1			
小 計	10	11	-1			
合 計		94	94	0	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 95.27人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和4年4月1日現在)



区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員 数	人 4	人 8	人 9	人 9	人 11	人 12	人 8	人 12	人 10	人 1	人 4	人 6	人 94

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	29年	30年	31年	2年	3年	4年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	62	66	68	71	73	73	+11(+17.7%)
教育	13	14	14	10	10	11	-2(-15.4%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計計	75	80	82	81	83	84	+9(+12.0%)
公営企業等会計計	10	9	10	11	11	10	0(0%)
総合計	85	89	92	92	94	94	+9(10.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

地方公営企業法を全部適用する公営企業なし